

令和4年1月30日執行豊浦町長選挙

選挙公営（公費負担）の手引き【別冊】

# 公費負担に係る各様式集

豊浦町選挙管理委員会



# 目 次

## 第1 選挙運動用自動車の使用

### 1 一般運送契約(ハイヤー方式)の場合

① 選挙運動用自動車運送契約書	1
② 選挙運動用自動車使用契約届出書	2
③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	3
④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	4
⑤ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・自動車)	5

### 2 その他の契約(個別契約方式)による場合

#### (1) 自動車の貸与者との契約による場合

① 選挙運動用自動車車両賃借契約書	6
② 選挙運動用自動車使用契約届出書	7
③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	8
④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	9
⑤ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・自動車)	10

#### (2) 自動車の燃料の供給者との契約による場合

① 選挙運動用自動車燃料供給契約書	11
② 選挙運動用自動車使用契約届出書	12
③ 選挙運動用自動車燃料代確認申請書	13
④ 選挙運動用自動車燃料代確認書	14
⑤ 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)	15
⑥ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	16
⑦ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・燃料代)	17

#### (3) 自動車の運転手との契約による場合

① 選挙運動用自動車運転契約書	18
② 選挙運動用自動車使用契約届出書	19
③ 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	20
④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	21
⑤ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・運転手)	22

## 第2 選挙運動用ビラの作成

1	選挙運動用ビラ作成契約書	23
2	選挙運動用ビラ作成契約届出書	24
3	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	25
4	選挙運動用ビラ作成枚数確認書	26
5	選挙運動用ビラ作成証明書	27
6	請求書（選挙運動用ビラの作成）	28
7	請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）	29

## 第3 選挙運動用ポスターの作成

1	選挙運動用ポスター作成契約書	30
2	選挙運動用ポスター作成契約届出書	31
3	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	32
4	選挙運動用ポスター作成枚数確認書	33
5	選挙運動用ポスター作成証明書	34
6	請求書（選挙運動用ポスターの作成）	35
7	請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）	36

## 参考資料

公費負担契約の印紙税法適用について	37
-------------------	----

## 第 1 選挙運動用自動車の使用

### 1 一般運送契約(ハイヤー方式)の場合

# 選挙運動用自動車運送契約書

豊浦町議会議員（豊浦町長）選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という）と  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、選挙運動用自動車の運送について、次の  
とおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 2 自動車登録番号  
又は車両番号 \_\_\_\_\_
- 3 台数 1 台
- 4 使用期間 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から  
令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで \_\_\_\_日間
- 5 契約金額 \_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税を含む）  
（内訳）1 日 \_\_\_\_\_円× \_\_\_\_日間

## 6 請求及び支払い

この成約に基づく契約金額については、乙は、豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、豊浦町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、豊浦町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は豊浦町には請求できない。

## 7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下、「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊浦町議会議員（豊浦町長）選挙候補者

氏名

印

住所

乙 住所（所在地）

名称

代表者氏名

印

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

豊浦町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙

候補者(※戸籍名)



次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車 登録番号 又は車両 番号	借入れ 期間等	契 金 約 額	
自動車の 借入れ	年月日				円	
運転手 の雇用						
燃料代						

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

様式第10号その1(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

年 月 日

年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙

候補者(※戸籍名)



次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

記

運送等契約区分 (該当する番号に○印をしてください)	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2	上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
	年 月 日	円		

備考

- 1 この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が豊浦町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、豊浦町に支払を請求することができません。
- 4 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、豊浦町に支払を請求することができません。



様式第13号(第6条関係)

年 月 日

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

豊浦町長

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

印

豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙
- 4 候補者の氏名(※戸籍名)
- 5 振込先 金融機関名 \_\_\_\_\_ 本店・ \_\_\_\_\_ 支店  
ふりがな  
口座名  
口座番号(総合・当座・普通 \_\_\_\_\_)

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写し)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、豊浦町に支払を請求することはできません。

(別紙)その1

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運 送 金 額(A)	基 準 限 度 額(B)	請 求 金 額(C)	備 考
	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
	円×1台 = 円	円×1台 = 円		
	円×1台 = 円	円×1台 = 円		
	円×1台 = 円	円×1台 = 円		
	円×1台 = 円	円×1台 = 円		
	円×1台 = 円	円×1台 = 円		
	円×1台 = 円	円×1台 = 円		
計				

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

## 第1 選挙運動用自動車の使用

### 2 その他の契約(個別契約方式)による場合

#### (1) 自動車の貸与者との契約による場合

# 選挙運動用自動車車輛賃借契約書

豊浦町議会議員（豊浦町長）選挙候補者 \_\_\_\_\_（以下「甲」という。）  
と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動のために使用する自動車  
について、次のとおり借入れ契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき、選挙運動のために使用する。

2 自動車登録番号

又は車両番号 \_\_\_\_\_

3 台数 1 台

4 使用期間 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで \_\_\_\_\_ 日間

5 契約金額 \_\_\_\_\_ 円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）1 日 \_\_\_\_\_ 円 × \_\_\_\_\_ 日間

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、豊浦町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、豊浦町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は豊浦町には請求できない。

8 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下、「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊浦町議会議員（豊浦町長）選挙候補者  
氏名

印

住所

乙 住所（所在地）

名称

代表者氏名

印

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

豊浦町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙

候補者(※戸籍名)

印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車 登録番号 又は車両 番号	借入れ 期間等	契 金 約 額	
自動車の 借入れ	年 月 日				円	
燃料代	年 月 日					
運転手 の雇用	年 月 日					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

様式第10号その1(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

年 月 日

年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙

候補者(※戸籍名)



次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

記

運送等契約区分 (該当する番号に○印をしてください)	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2	上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
	年 月 日	円		

備考

- この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が豊浦町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、豊浦町に支払を請求することができません。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、豊浦町に支払を請求することができません。

年 月 日

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

豊浦町長

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

印

豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙
- 4 候補者の氏名 (※戸籍名)
- 5 振 込 先 金融機関名 \_\_\_\_\_ 本店・ \_\_\_\_\_ 支店  
ふりがな  
口座名  
口座番号 (総合・当座・普通 \_\_\_\_\_ )

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写し)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、豊浦町に支払を請求することはできません。

(別紙)その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入

使用年月日	運 送 金 額(A)	基 準 限 度 額(B)	請 求 金 額(C)	備 考
	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
	円×1台 = 円	円×1台 = 円		
	円×1台 = 円	円×1台 = 円		
	円×1台 = 円	円×1台 = 円		
	円×1台 = 円	円×1台 = 円		
	円×1台 = 円	円×1台 = 円		
	円×1台 = 円	円×1台 = 円		
計				

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。



## 第1 選挙運動用自動車の使用

2 その他の契約(個別契約方式)による場合

(2) 自動車の燃料の供給者との契約による場合

# 選挙運動用自動車燃料供給契約書

豊浦町議会議員（豊浦町長）選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）  
と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで
- 2 供給場所 所在地\_\_\_\_\_ 名称\_\_\_\_\_
- 3 自動車登録番号  
又は車両番号 \_\_\_\_\_
- 4 単 価 単価1ℓ当たり\_\_\_\_\_円\_\_\_\_\_銭（消費税を含む）
- 5 契約金額 上記の単価に期間中の供給送料を乗じた額（1円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する）を契約金額とする。

## 6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、豊浦町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、豊浦町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は豊浦町には請求できない。

## 7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下、「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊浦町議会議員（豊浦町長）選挙候補者

氏 名

印

住 所

乙 住所（所在地）

名 称

代表者氏名

印

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

豊浦町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙

候補者(※戸籍名)



次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車登録番号又は車両番号	借入れ期間等	契金額	
自動車の借入れ	年 月 日				円	
燃料代	年 月 日					
運転手の雇用	年 月 日					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

様式第4号(第3条関係)

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日

豊浦町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙

候補者(※戸籍名)

印

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契 約 年 月 日	年 月 日
2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車 両 番 号	
4 確 認 申 請 金 額	円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累計金額(A)	円	円
今回の購入金額(B)		
燃料代 計 (A)+(B)		
備 考		

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累計金額(A)」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

様式第7号(第3条関係)

確認番号第	号
-------	---

選挙運動用自動車燃料代確認書

豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

豊浦町選挙管理委員会委員長



記

- 1 年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙
- 2 候補者の氏名（※戸籍名）
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動  
用自動車の自動車登録番号又  
は車両番号
- 4 確 認 金 額 円

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載されている選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 2 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は豊浦町に支払を請求することはできません。

様式第10号その2(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

年 月 日

年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙

候補者(※戸籍名)



次のとおり燃料の供給を受けたことを証明します。

記

燃料供給業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあつて				
燃料供給年月日	自動車登録番号 又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		リットル	円	

備考

- この証明書は、燃料の供給の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写しを添付のうえ、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「自動車登録番号又は車両番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が豊浦町に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、豊浦町に支払を請求することができません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

年 月 日

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

豊浦町長

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

印

豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙
- 4 候補者の氏名 (※戸籍名)
- 5 振込先 金融機関名 \_\_\_\_\_ 本店・支店  
ふりがな  
口座名  
口座番号 (総合・当座・普通 )

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写し)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、豊浦町に支払を請求することはできません。

(別紙) その3

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	自動車登録 番号 又は 車両番号	販売金額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)	備考
年 月 日		円× <small>リットル</small> = 円	/	/	
年 月 日		円× <small>リットル</small> = 円			
年 月 日		円× <small>リットル</small> = 円			
年 月 日		円× <small>リットル</small> = 円			
年 月 日		円× <small>リットル</small> = 円			
年 月 日		円× <small>リットル</small> = 円			
年 月 日		円× <small>リットル</small> = 円			
年 月 日		円× <small>リットル</small> = 円			
年 月 日		円× <small>リットル</small> = 円			
計(税込)		円	円	円	

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、室蘭市選挙管理委員会が交付した選挙運動用自動車燃料代確認書に記載されている選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 2 「自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「自動車登録番号又は車両番号」及び「販売金額(A)」欄は、燃料を販売した日ごとに記載してください。
- 4 「基準限度額(B)」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 5 「請求金額(C)」の計欄には、「販売金額(A)」の計欄又は「基準限度額(B)」の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。



## 第1 選挙運動用自動車の使用

2 その他の契約(個別契約方式)による場合

(3) 自動車の運転手との契約による場合

# 選挙運動用自動車運転契約書

豊浦町議会議員（豊浦町長）選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）  
と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に  
定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間 令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日から  
令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日まで \_\_\_日間  
原則として、毎日\_\_\_時\_\_\_分から\_\_\_時\_\_\_分まで

2 自動車登録番号  
又は車両番号 \_\_\_\_\_

3 契約金額 \_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税を含む）  
（内訳）1日につき\_\_\_\_\_円

## 4 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙にお  
ける選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、豊浦町に対し請求するものとし、甲はこ  
れに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、豊浦町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を  
速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場  
合は、乙は豊浦町には請求できない。

## 5 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあ  
る団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下、  
「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず  
下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊浦町長（豊浦町議会議員）選挙候補者  
氏 名

印

住 所

乙 住所（所在地）

氏 名

印

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

豊浦町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙

候補者(※戸籍名)



次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車登録番号又は車両番号	借入れ期間等	契金額	
自動車の借入れ	年 月 日				円	
燃料代	年 月 日					
運転手の雇用	年 月 日					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

様式第10号その3(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

年 月 日

年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙

候補者(※戸籍名)



次のとおり運転手を雇用したことを証明します。

記

運転手の氏名及び住所			
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考	
年 月 日	円		

備考

- 1 この証明書は、運転手の雇用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が豊浦町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は豊浦町に支払を請求することができません。
- 4 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 5 候補者が指定した運転手以外の運転手は、豊浦町に支払を請求することができません。

様式第13号(第6条関係)

年 月 日

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

豊浦町長

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

印

豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙
- 4 候補者の氏名 (※戸籍名)
- 5 振込先 金融機関名 \_\_\_\_\_ 本店・支店  
ふりがな  
口座名  
口座番号 (総合・当座・普通 )

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写し)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、豊浦町に支払を請求することはできません。

(別紙) その4

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬 額(A)	基 準 限 度 額(B)	請 求 金 額(C)	備 考
	円	円	円	
計				

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)欄又は(B)欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

## 第2 選挙運動用ビラの作成

# 選挙運動用ビラ作成契約書

豊浦町議会議員（豊浦町長）選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）  
と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第 142 条第 1 項第 7 号に定めるビラ
- 2 規 格 \_\_\_\_\_
- 3 数 量 \_\_\_\_\_枚
- 4 契約金額 \_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税を含む）  
（内訳）単価\_\_\_\_\_円\_\_\_\_\_銭×\_\_\_\_\_枚
- 5 納入期限 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

## 6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、豊浦町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、豊浦町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は豊浦町には請求できない。

## 7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下、「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊浦町議会議員（豊浦町長）選挙候補者

氏 名

印

住 所

乙 住所（所在地）

名 称

代表者氏名

印



様式第2号（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

豊浦町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙  
候補者（※戸籍名）

㊟

次のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 選挙運動用ビラの種類ごとに見本を2枚添付してください。（この届出書を提出する際に見本が作成されていない場合は、見本の作成後直ちに当該見本を提出してください。）

年 月 日

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

豊浦町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙  
候補者（※戸籍名）

㊦

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び  
住所並びに法人にあってはその  
代表者の氏名 \_\_\_\_\_

3 確認申請枚数 \_\_\_\_\_ 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数（a）	枚	枚
今回の枚数（b）	枚	枚
枚数計（a）+（b）	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第8号（第3条関係）

確認番号第	号
-------	---

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

豊浦町選挙管理委員会  
委員長

㊟

記

- 1 年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙
- 2 候補者の氏名（※戸籍名）
- 3 確認枚数 \_\_\_\_\_ 枚

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- 2 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、豊浦町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

年 月 日

年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙  
候補者 (※戸籍名) ㊦

次のとおり選挙運動用ビラを作成したことを証明します。

記

ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、ビラの作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が豊浦町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、豊浦町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 町議会議員選挙
    - ア. 枚 数 1, 6 0 0 枚
    - イ. 限度額 作成単価 (7 円 5 1 銭を超えるときは、7 円 5 1 銭) × 当該作成枚数 = 限度額
  - (2) 町長選挙
    - ア. 枚 数 5, 0 0 0 枚
    - イ. 限度額 作成単価 (7 円 5 1 銭を超えるときは、7 円 5 1 銭) × 当該作成枚数 = 限度額

請 求 書  
 (選挙運動用ビラの作成)

豊浦町長

氏名又は名称及び住所並びに法人にあ  
 っては代表者の氏名

㊟

豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円  
 2 内 訳 別紙請求内訳書記載のとおり  
 3 年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙  
 4 候補者の氏名（※戸籍名） \_\_\_\_\_  
 5 振 込 先

口座開設金融機関名	支店名	預金の種類	口座番号
		普・当	
ふりがな			
口座名義人			

※ この請求についての連絡先を記入してください。

電話番号		事務担当者名	
------	--	--------	--

備考

- 公費の支払の請求ができるのは、豊浦町選挙管理委員会が選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認した枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、豊浦町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

別紙

請求内訳書  
 (選挙運動用ビラの作成)  
 候補者氏名 (※戸籍名)

作成枚数			基準限度額			請求金額		
単価 A	枚数 B	金額 C(A×B)	単価 D	枚数 E	金額 F(D×E)	単価 G	枚数 H	金額 I(G×H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 1 D欄には、「7円51銭」を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

### 第3 選挙運動用ポスターの作成

# 選挙運動用ポスター作成契約書

豊浦町議会議員（豊浦町長）選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）  
と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第 143 条第 1 項第 5 号に定めるポスター
- 2 規 格 \_\_\_\_\_
- 3 数 量 \_\_\_\_\_枚
- 4 契約金額 \_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税を含む）  
（内訳）単価\_\_\_\_\_円\_\_\_\_\_銭×\_\_\_\_\_枚

5 納入期限 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

## 6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、豊浦町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、豊浦町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は豊浦町には請求できない。

## 7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下、「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊浦町議会議員（豊浦町長）選挙候補者  
氏 名  
住 所  
乙 住所（所在地）  
名 称  
代表者氏名

印

印



様式第3号(第2条関係)

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年 月 日

豊浦町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙

候補者(※戸籍名)



次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約 枚数	作成契 約金額	1枚当 たり単価	
年 月 日		枚	円	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第6号(第3条関係)

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

豊浦町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙

候補者(※戸籍名)

印

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契 約 年 月 日	年 月 日
2 契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	
3 確 認 申 請 枚 数	枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	枚	枚
今 回 の 枚 数(B)		
枚 数 計 (A) + (B)		
備 考		

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第9号(第3条関係)

確認番号第	号
-------	---

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

豊浦町選挙管理委員会委員長



記

- 1 年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙
- 2 候補者の氏名 (※戸籍名)
- 3 確 認 枚 数 枚

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動用ポスター作成に限られています。
- 2 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は豊浦町に支払を請求することはできません。

様式第12号(第5条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

年 月 日

年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙

候補者(※戸籍名)



次のとおり選挙運動用ポスターを作成したことを証明します。

記

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あつてはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙におけるポスター 掲 示 場 数	

備考

- 1 この証明書は、ポスターの作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が豊浦町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、豊浦町に支払を請求することができません。

年 月 日

請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

豊浦町長

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名



豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 豊浦町議会議員選挙・豊浦町長選挙
- 4 候補者の氏名 (※戸籍名)
- 5 振 込 先 金融機関名 \_\_\_\_\_ 本店・ \_\_\_\_\_ 支店  
ふりがな  
口座名  
口座番号 (総合・当座・普通 \_\_\_\_\_ )

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、豊浦町選挙管理委員会が選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認した枚数に係る選挙運動用ポスター作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、豊浦町に支払を請求することはできません。

別紙

請 求 内 訳 書

候補者氏名 (※戸籍名)

当該選挙におけるポスター掲示箇所	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

参考資料

○ 公費負担契約の印紙税法適用について

	一般運送契約 (ハイヤー方式)		印紙税法別表第 1 1 - 4 運送に関する契約書 ・ 1 万円以上 10 万円以下のもの 200 円 ・ 10 万円超～50 万円以下 400 円 ・ 50 万円超～100 万円以下 1,000 円
選挙運動用 自動車	その他の契約 (個別契約方式)	自動車借入	物品の貸し借りは印紙税法の対象外
		燃料供給	単価契約は 3 ヶ月以内は印紙税法の対象外
		運転手雇用	雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主であれば、上記「印紙税法別表第 1 1 - 4 運送に関する契約書」に該当する
ビラの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 ・ 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円
ポスターの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 ・ 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円